

1. 平成18年度プレジャーボート全国実態調査結果について

平成18年度プレジャーボート全国実態調査の調査結果について下記に記す。また、これまで行政として実施してきた施設整備や規制等の放置艇対策（「別紙3」参照）による状況変化を把握するため、平成14年の実態調査結果を併記する。

1) 確認艇の水域別状況

- 3水域で確認されたプレジャーボート確認艇は約21.7万隻であり、平成14年と比較し約1万隻減少。

確認艇 約22.7万隻（平成14年）→約21.7万隻（平成18年）

- プレジャーボートは、平成14年と同様、港湾単独区域において、最も多く存在。

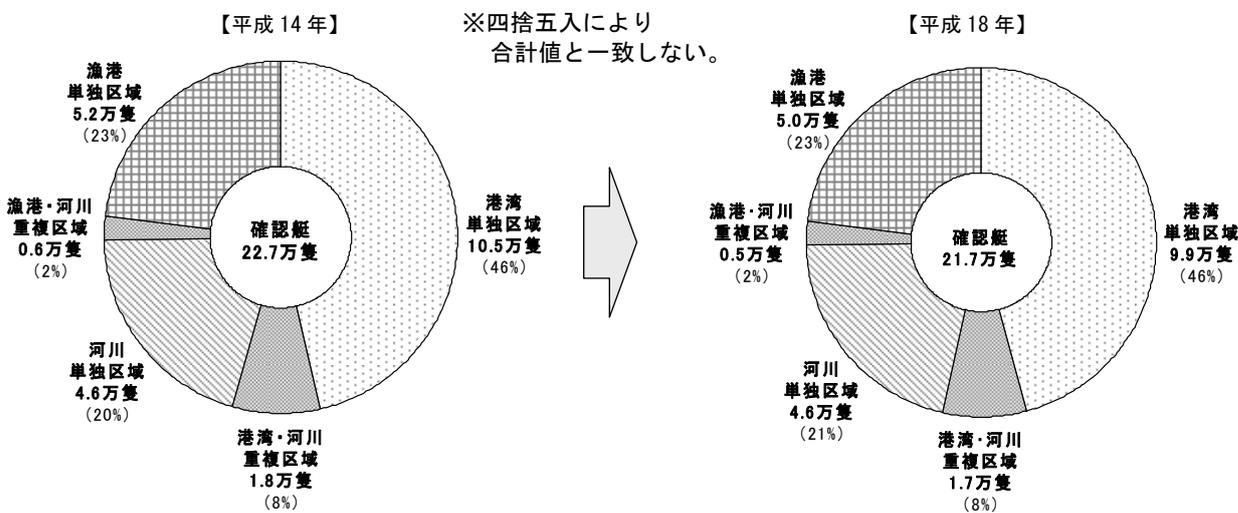


図-1 確認艇の水域別状況

2) 確認艇の艇種別状況

- 小型モーターボートが最も多く、全体の約74%を占めているが、平成14年の調査と比較して、約0.8万隻減少。
- 大型モーターボートの隻数は殆ど変わらず、クルーザーヨットについては約0.1万隻、ディンギーヨットについては約0.2万隻の減少。

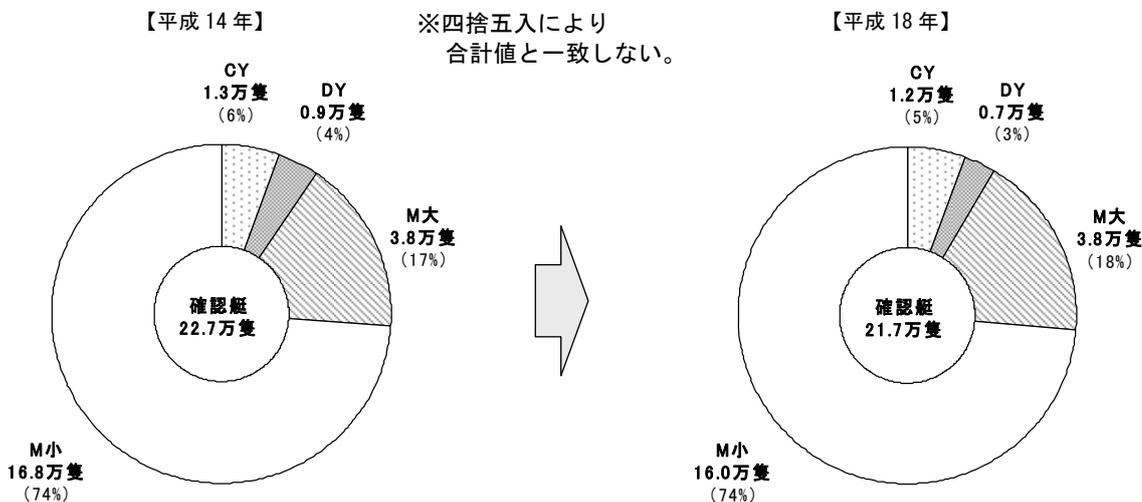


図-2 確認艇の艇種別状況

3) 全国の水際線近傍での係留・保管状況

- ・ 確認艇が約1万隻減少し、**放置艇は約1.8万隻減少**。
放置艇 約13.4万隻(平成14年) → 約11.6万隻(平成18年)
- ・ 「マリーナ等」施設に係留・保管されている艇は約5.4万隻であり、平成14年と比較して約0.4万隻増加。
- ・ 「マリーナ等以外」施設に係留・保管されている艇は約4.7万隻であり、平成14年と比較して約0.4万隻増加。

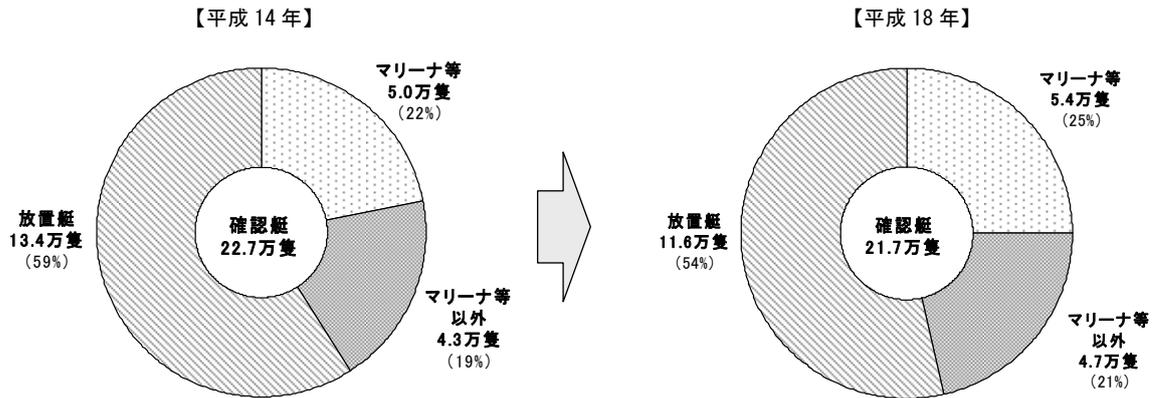


図-3 全国の水際線近傍での係留・保管状況

※四捨五入により合計値と一致しない。

4) 水域別係留・保管状況

- ・ プレジャーボートの確認艇は、港湾、河川、漁港、全ての水域において減少。
- ・ 放置艇は、港湾、河川、漁港の全区域において減少。
- ・ 平成14年と同様、確認艇に対する放置艇の占める割合(=放置艇率)は高い状況であるが、平成18年の港湾区域においては放置艇と許可艇がほぼ同数。

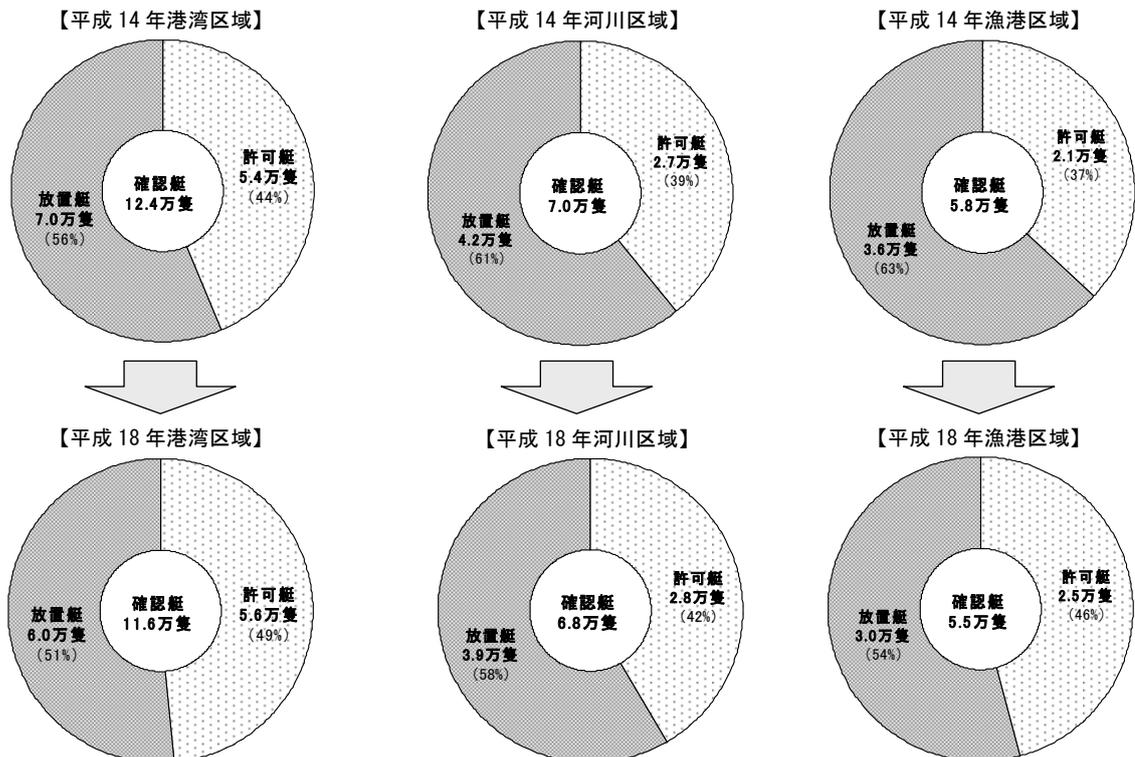


図-4 水域別係留・保管状況

※四捨五入により合計値と一致しない。
 ※それぞれの区域には他水域との重複区域が含まれているため、各水域の単純合計は総隻数と一致しない。

5) 地域別の係留・保管状況

- ・「伊勢湾」では、放置艇は横這いであるものの、それ以外の地域では、放置艇は減少しており、特に『「三大湾及び瀬戸内海」以外の「その他」』地域では、大幅に減少。
- ・「瀬戸内海」では、約5.0万隻ものプレジャーボートが確認され、その約68%が放置艇の状況。

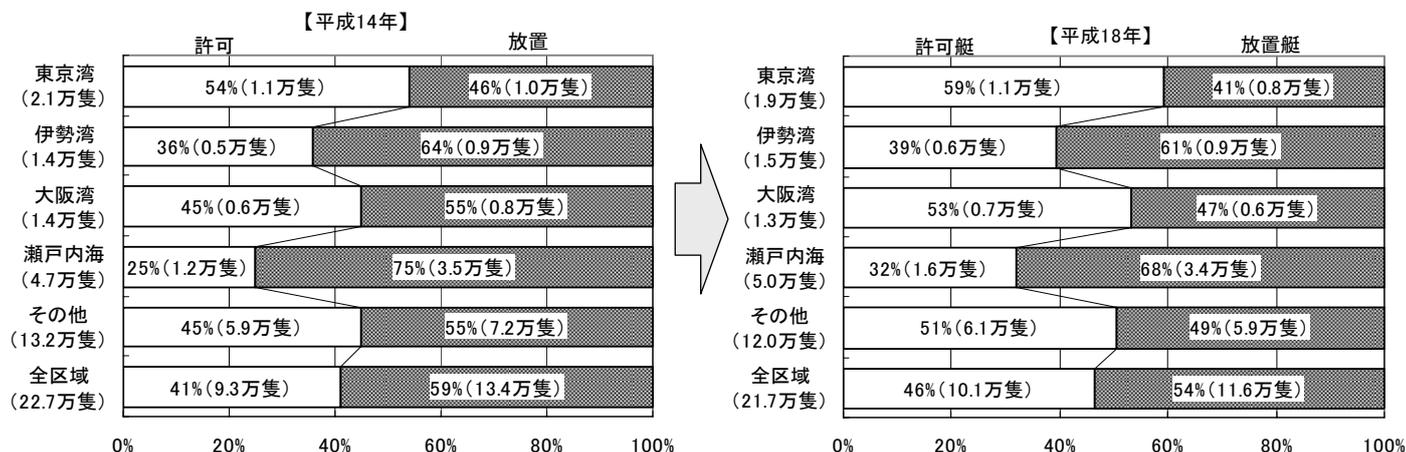


図-5 地域別の係留・保管状況 ※四捨五入により合計値と一致しない。

(注) ここでは三大湾及び瀬戸内海の範囲は以下のとおり。
 東京湾 : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域
 伊勢湾 : 愛知県、三重県全域
 大阪湾 : 大阪府、兵庫県全域
 瀬戸内海 : 岡山県、広島県、香川県、愛媛県全域

(1) 調査の背景

プレジャーボート需要の増大に伴い社会問題として顕在化してきた放置艇（不法係留船）問題は、公共空間の適正利用、災害・安全対策など港湾、河川及び漁港の管理上の問題にとどまらず、地域の環境保全対策上深刻な問題と認識されており、早急な対応が必要となっている。

放置艇問題を解消し、公共空間の利用を一層適切に進めるとともに、プレジャーボート活動を地域振興に結びつける方策については、国土交通省（港湾局及び河川局）及び水産庁で、平成8・14年度に、三水域（全国の港湾、河川及び漁港）合同による「プレジャーボート全国実態調査」を実施するとともに、今後の放置艇対策を進めるにあたっての基本的方向をとりまとめ、平成15年8月に、「三水域連携による放置艇対策に関する提言」を公表した。

プレジャーボート（放置艇）の実態調査については、平成14年度以来実施していない状況である。今後の保管場所確保の義務化も視野に入れた放置艇対策の検討にあたり、平成14年度以降の状況変化を把握するとともに、全国的かつ詳細な実態把握が不可欠である。また、津波・高潮時の流出災害に備えるため、水域・陸域にわたる対策が必要であり、従来の水際線近傍における実態把握に加え、陸域についても調査が必要である。このことから、本年度、国土交通省港湾局、河川局及び水産庁合同で、プレジャーボート等の全国実態調査を実施するものである。

(2) 調査の概要

1) 調査区域

港湾区域、河川区域、漁港区域及び当該管理水域近傍の水域と陸域

2) 調査時期

平成18年8月～10月

3) 調査方法

各水域管理者による現地調査

4) 調査内容

水際線近傍及び周辺陸域に存在する放置艇を含むすべてのプレジャーボートを艇種別、係留保管状況別に把握

○艇種の区分

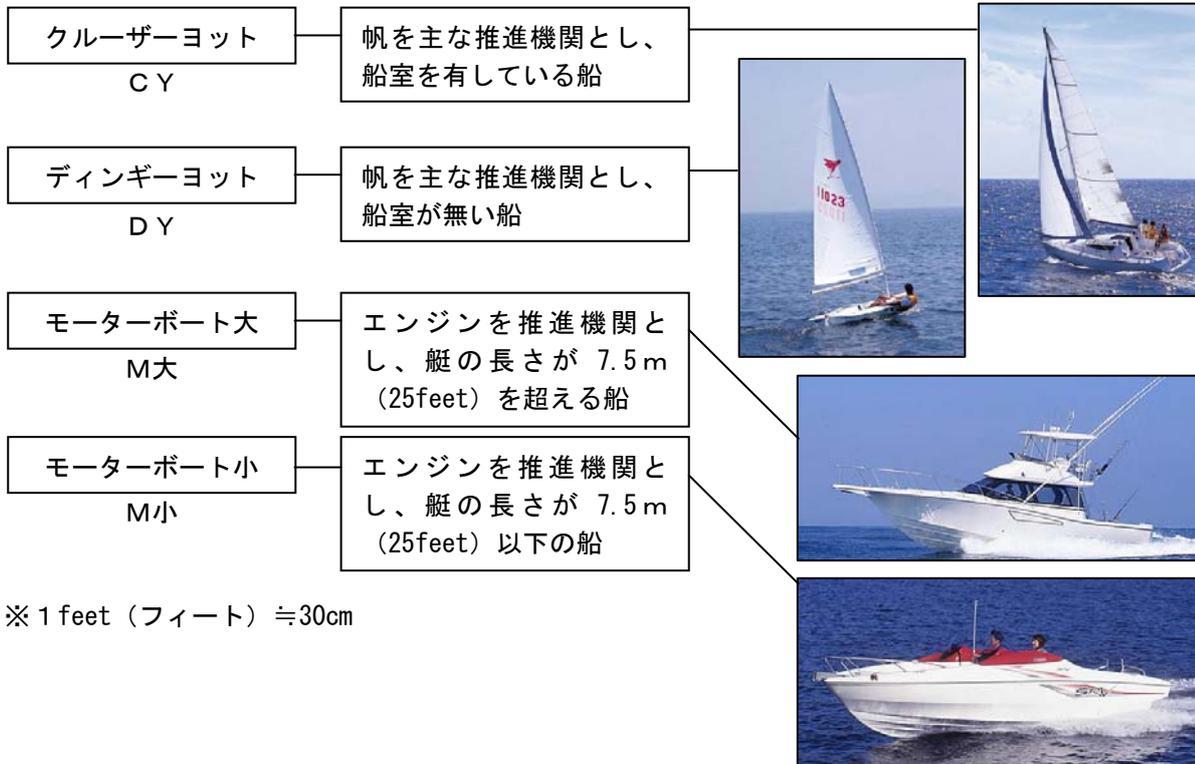
- ・クルーザーヨット（CY）；帆有り、船室有り
- ・ディンギーヨット（DY）；帆有り、船室なし
- ・大型モーターボート（MB大）；艇長約7.5m（25feet）超
- ・小型モーターボート（MB小）；艇長約7.5m（25feet）以下

○係留・保管状況の区分

- ・マリーナ等での係留・保管（公共・第3セクターマリーナ、フィッシャリーナ、民間マリーナ、プレジャーボートスポット（PBS）、ボートパーク等）
- ・マリーナ等以外での係留・保管（暫定的な係留・保管施設等）
- ・放置（無許可係留）

※ 「マリーナ等」や「マリーナ等以外」の施設内に係留してあるが、許可がない艇（無許可艇）は放置艇として扱う。

艇種区分



係留・保管状況の区分と調査範囲

